○九州地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
鹿児島県曽於郡大崎町永吉字橋口一〇一五八番一から同町永吉字坂ノ下一〇一四三番まで	一二・八二〜一八・二四メートル	後　一四・一七〜四三・一二　〇〇・一八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

供用開始の区間	図面縦覧場所
鹿児島県曽於郡大崎町永吉字橋口一〇一五八番一から同町永吉字坂ノ下一〇一四三番まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○北海道開発局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
小樽市塩谷二丁目五五七番一地内	三三・五八〜五〇・四八メートル	後　三六・七八〜五九・九一　〇〇・〇五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

北海道開発局長　高松　泰

供用開始の区間	図面縦覧場所
小樽市朝里川温泉一丁目七四五番一から同市朝里川温泉一丁目五〇二番三〇まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
北海道空知郡南富良野町字金山上川南部森林計画区上川南部森林管理署一〇七六林班は小班地内	前　三四・四八〜七五・九九メートル	後　三四・四八〜八三・五五　〇〇・〇五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
北海道空知郡南富良野町字金山上川南部森林計画区上川南部森林管理署一〇七六林班は小班地内	前　三四・四八〜七五・九九メートル	後　三四・四八〜八三・五五　〇〇・〇五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
小樽市朝里川温泉一丁目七四五番一から同市朝里川温泉一丁目五〇二番三〇まで	前　二七・〇八〜四九・四九メートル	後　三五・九七〜四九・四九　〇〇・二七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
小樽市塩谷二丁目五五七番一地内	三三・五八〜五〇・四八メートル	後　三六・七八〜五九・九一　〇〇・〇五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
旭川市末広八条二丁目三番二から同市末広八条三丁目四番二まで	前　四八・五〇〜五九・六八メートル	後　四七・五〇〜五九・六八　〇〇・一〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
旭川市宮下通二丁目一九五四番三から同市宮前通西四一五二番一まで	前　三〇・九二〜四六・七〇メートル	後　二七・二九〜四二・五〇　〇〇・〇四九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○東京都公安委員会告示第三十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十四年二月十日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十四年二月三日

東京都公安委員会委員長　太田　芳枝

一　名称　松葉会

二　主たる事務所の所在地　東京都台東区西浅草二丁目九番八号

三　代表する者の氏名　荻野義朗

四　代表する者の住所　群馬県高崎市高関町三百十六番地

五　指定番号　三〇一二―一（平成二十一年二月三日東京都公安委員会告示第三十七号により公示した指定番号三〇〇九―一）

○福岡県公安委員会告示第二十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十四年二月十日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十四年二月三日

福岡県公安委員会委員長　吉田由美子

一　名称　三代目福博会

二　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区千代五丁目十八番十五号

三　代表する者の氏名　金　寅純

四　代表する者の住所　福岡県福岡市東区唐原四丁目十四番八号

五　指定番号　九〇一二―一（平成二十一年二月三日福岡県公安委員会告示第二十四号により公示した指定番号九〇〇九―一）